

ハノイ, 2020 年 10 月 2 日

決 議

2020 年 2 月 11 日付 2045 年を見据えた, 2030 年までのベトナムの
国家エネルギー開発戦略の方向性に関する政治局決議 No.55-NQ/TW を
実施するための政府のアクションプログラムの公布に関して

政 府

2015 年 6 月 19 日付政府組織に関する法律に基づき ;
2020 年 2 月 11 日付 2045 年を見据えた, 2030 年までのベトナムの国家エ
ネルギー開発戦略の方向性に関する政治局決議 No.55-NQ/TW に基づき ;
商工大臣の提案を踏まえ ;
各政府メンバーによる採決結果に基づき,

決議する :

第 1 条. 2020 年 2 月 11 日付 2045 年を見据えた, 2030 年までのベトナム
の国家エネルギー開発戦略の方向性に関する政治局決議 No.55-NQ/TW に従い,
添付を公布する。

第 2 条. 本決議は, 公布の署名をした日から, 施行の効力を有する。

第 3 条. 大臣, (中央政府の) 省レベルの機関の長, 政府直轄機関の長,
(地方政府の) 省・中央直轄市の指導者は, 本決議を施行する責務を有する。

宛先:

- 党中央書記局 ;
- 首相, 各副首相 ;
- 各 (中央政府の) 省, 省レベルの機関, 政府直轄機関 ;
- (地方政府の) 省・中央直轄市の評議員会及び人民委員会 ;
- 党中央委員会及び各委員会 ;
- 書記長事務局 ;
- 国家主席府 ;
- 国会民族評議会及び各委員会 ;
- 国会事務局 ;
- 最高人民裁判所 ;
- 最高人民検察院 ;
- 国家会計検査院 ;
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各組織の中央機関 ;
- 首相府 : 官房長官, 官房副長官, 政府首相補佐官, 情報通信
部長, 各局, 各庁, 各直轄ユニット, 官報 ;
- 保管: VT, CN (02) .107

政府代理
首相

(署名)

グエン・スアン・フック

政 府

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

2020年2月11日付2045年を見据えた、
2030年までのベトナムの国家エネルギー開発戦略の方向性に関する
政治局決議 No.55-NQ/TW を実施するための
政府のアクションプログラム
(2020年10月2日付政府決議 No.140/NQ-CP に
添付して公布)

2020年2月11日付2045年を見据えた、2030年までのベトナムの
国家エネルギー開発戦略の方向性に関する政治局決議 No.55-NQ/TW（以
下、「決議 No.55-NQ/TW」という。）は、包括的な目標を設定した：

“国家エネルギー安全保障を堅固に確保する；急速かつ持続可能な経済-
社会開発のために合理的な市場価格でもって、安定的かつ高品質のエネル
ギーを十分に供給し、国防、安全を確保し、国民の生活を向上し、生態環
境の保護に貢献する。エネルギーセクターは、同期的かつスマートなイン
フラを備えた各々のサブセクター間と調和して発展し、ASEAN 地域のト
ップレベルに達する。社会主義を志向した市場経済体制に合致した、競争
性、透明性、効果性のあるエネルギー市場を構築する。国内のエネルギー
資源を効果的に開発及び活用し、エネルギーの輸出入と合理的に組み合わ
せる；エネルギーの節約及び効果的な利用を徹底的に実行する。エネルギ
ーの各々のサブセクターにおける幾つかの主要設備に係る生産を、（ベト
ナム国内で）主体的に実施する；先進的かつ最新の（技術を活用した）送
電、配電グリッドを更新、構築する。”

決議 No.55-NQ/TW における指導の考え方、目標及び主要な各々の任
務、対策に基づき、政府は、主要な内容に対する行動プログラムを以下の
とおり公布する：

I. 目的、要求

1. 決議 No.55-NQ/TW の検討、徹底的な把握及び厳粛かつ効果的な
実施を行い、各々のセクター、各々のレベルの指導者、雇用主、労働者の
認識、行動に関して、明確な変革をもたらす；特に、エネルギーセクター
全般、とりわけ電力セクターにおけるリーダーの責任感を向上させる。

2. 主要、具体的かつ実行可能な任務を全面的に確定する；政府及び
各々の（中央政府の）省、（中央政府の）省レベルの機関、政府直轄機関、
（地方政府の）省、中央直轄市の人民委員会が、決議 No.55-NQ/TW の包
括的な目標及び具体的な目標を指導することに集中し、実施を成功させる
ために、各々のレベル、各々のセクターの職務、任務を十分に発揮する。

3. 機能、任務及び実際の状況に基づき、各々の大臣、（中央政府
の）省レベルの機関の長、政府直轄機関の長、（地方政府の）省、中央直
轄市の人民委員長、国家行政機関のリーダーは、同期的かつ包括的で、適

切なロードマップをもって焦点，重点を置きながら，各々の任務，対策を主導的に実施する責務を有し，多大な努力をもって，大胆かつ効果的に行動する。

4. 各々の具体的目標を達成するための努力：

- 2021～2030年の10年間における経済-社会の開発戦略の各々の目標を達成するため，国内のエネルギー需要を十分に満たす。当該戦略において，一次エネルギーは，2030年までに約1億7,500万～1億9,500万石油換算トン（TOE），2045年までに約3億2,000万～3億5,000万TOE；2030年までに，各々の電源の総容量は約120～130GW，電力生産量は5,550億～6,000億kWhに達するとされている。

- 一次エネルギー総供給量における各々の再生可能エネルギー源の割合は，2030年までに約15～20%，2045年までに約25～30%に達する。

- 最終エネルギー消費の総量は，2030年までに1億500万～1億1,500万TOE規模，2045年までに1億6,000万～1億9,000万TOE規模に達する。一次エネルギー強度は，2030年に420～460kgOE/千USD・GDP，2045年に375～410kgOE/千USD・GDPに達する。

- 地方のグリッドに安全に接続する可能性を有する，スマートかつ効果的な電力システムを構築する；重要な負荷地域についてはN-1基準を，特に重要な負荷地域についてはN-2基準を満たし，安全な電力供給を確保する。2030年までに，電力供給信頼度はASEAN上位4カ国に属するとともに，電力アクセス指数はASEAN上位3カ国に属する。

- 各々の石油精製所は，国内需要の少なくとも70%を満たす；戦略的な石油製品の備蓄規模は，純輸入による石油製品が少なくとも90日間に達することを確保する。液化天然ガス（LNG）の十分な輸入能力は，2030年に約80億m³，2045年に約150億m³となる。

- 通常の開発シナリオと比較して，最終エネルギー消費総量における省エネルギー率は，2030年には約7%，2045年には約14%に達する。

- 通常の開発シナリオと比較して，エネルギー活動からの温室効果ガス排出量を，2030年には15%規模，2045年には20%以上規模に削減する。

- 2045年までを見据えて：国家エネルギー安全保障の堅固な確保；社会主義を志向した市場経済体制に合致した，競争性，透明性のあるエネルギー市場の各要素の同期的な形成；各々のエネルギーサブセクターによる持続的開発，資源の効果的な利用，環境保護及び気候変動への適応；同期的かつ最新の（技術を有した），地域及び国際的な接続の可能性を強化するエネルギーインフラシステムの開発；エネルギーセクターにおける人的資源の室，科学技術レベル及び管理能力が，先進国の高度なレベルに達すること。

II. 主要な任務，対策

1. 自律性を高め，多様化し，効率性，信頼性及び持続可能性を確保する方向性に従った，各々の一次エネルギー供給源の開発

a) 商工省

- 一般的な体制及び政策メカニズムに関して

+ 2050年までの国家エネルギー開発戦略に係る提言を立案するとともに展開する。

+ 2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家エネルギー総合マスタープランを立案するとともに展開する。

+ 2045年を見据えた、2021～2030年の段階における国家電力開発マスタープランを立案するとともに展開する。

- 石油・ガスに関して：

+ 主導し、関係省庁と協働し、ベトナムの石油・ガスセクターが上流から中流及び下流に発展するために、最も有利な条件整備に向けた適切な各々の改正内容を政府に提案することを目的として、石油・ガスセクターにおける各々の法規範文書、戦略、開発マスタープラン及び政策メカニズムをレビューする。具体的には以下のとおり：

・ 石油・ガスの探査及び開発分野：長期的な開発が可能となるように埋蔵量を増加させるため、各々の浅水深域、各々の新たな堆積盆地、各々の非在来の石油・ガス（炭層ガス、浅水深域ガス、シェールガス、水素ガス、...）を積極的に研究するとともに探査を行う；各々の既存地域の石油・ガス田の探査、開発のために、国内外の投資リソースの誘致を強固なものにするための具体的な対策を検討、提案するとともに、深海、沖合、複雑な水域を探査するための特別なメカニズムを整備する；石油・ガスインフラシステムを構築し同期すると同時に、石油増進回収法（EOR）を向上するための各々の対策の適用を推奨する。

・ ガス産業分野：天然ガスに係る各々の開発、輸送プロジェクト（特に、ブルーホエール、ブロック B、ナムコンソン 2 ガスパイプライン等の各々の国家重要案件）を促進し、国内の天然ガス源を効率的、効果的、合理的に使用する；同時に、消費者の需要に応じて十分なガス供給を確保するため、LNGの輸入、貯蔵、流通システムに係るインフラの投資・建設業務を促進する。

・ 石油化学精製分野：石油・ガス製品の付加価値を向上させるため、石油化学分野の開発、各々の石油・ガス製品の高付加価値加工、石油精製-石油化学の統合に係る研究に集中する。国内の各々の石油化学精製所に対し、技術、（生産）効率をアップグレードし、（供給）源及び投入する原料の多様化、その混合比率に係る検討を実施するとともに、国内及び国際的な現行規定を満たすために製品構造の変更及び製品品質基準の改善を実施するよう、指導する。

- 石炭に関して：主導し、関係省庁、地方自治体、関係機関と協働する：

+ 海外への効果的な投資に係る方向性及び合理的な長期の石炭の輸出入に関連した石炭産業セクター開発戦略を新たに立案する

+ 主導し、関係省庁と協働し、2016年3月14日付2030年までの見通しを考慮した、2020年までのベトナム石炭セクター開発マスタープラン

ンの承認に関する決議 No.403/QĐ-TTg により政府首相によって割り当てられた任務を実施する。

+ 政府首相によって承認された石炭セクターの開発に係るマスタープラン及び戦略に合致した国内石炭源の開発，加工，利用，並びに資源の安全，効果及び節約を確保するための各々の具体的な対策を実施する；石炭の開発，加工におけるクリーンコール回収率を向上させる；石炭の探査，開発及び加工における機械化，自動化に係る技術の検討，応用を強化する。

+ 2018年9月19日付文書 No.74/TTg-CN による政府首相の指導に従い，紅河石炭盆地の効率的な産業開発のために，国内外の組織，個人に対して適切な技術の選択，適切な探査方法の選択を検討・投資するよう協力を求めることを積極的かつ主導的に行う。

+ 適切な採掘技術の評価，決定の根拠を確立するため，紅河デルタ石炭盆地における幾つかのパイロット炭鉱プロジェクトへの投資を検討するよう指導する；承認されたベトナム港湾開発総合マスタープランに合致したそれぞれの段階に応じて，既存の港のアップグレード，改修，拡張に投資し，石炭の輸入，輸送，供給の需要を満たす大規模な石炭中継港の新たな建設を検討，投資し，消費世帯向け（特に電力生産向け）の石炭の輸入，輸送，供給における一般的な効率を確保する。

+ 2019年12月2日付電力生産のための石炭の生産，取引及び供給活動に対する国家管理業務の強化の継続に関する政府首相指示 No.29/CT-TTg の実施に係る指導を継続する；石炭生産，取引活動の検査，監査を強化する。

- 再生可能エネルギーに関して：

+ 再生可能エネルギーに関する法律を検討，立案する。

+ 利点を有する各々の地域及び各々の地方における幾つかの再生可能エネルギーセンター，及び再生可能エネルギーセンターの開発を促進するための優遇メカニズムを検討，計画する。

+ 世界の一般的な趨勢に合致した，水素エネルギーに係る技術を研究し，その技術を活用した幾つかの生産パイロットプロジェクトの構築及び使用を奨励する。

b) 天然資源・環境省

- 主導し，関係省庁と協働し，2050年を見据えた，2021～2035年の段階における国家エネルギー総合マスタープランと整合させて，2050年を見据えた，2021～2035年の段階における鉱物に関する地質に係る基礎調査のマスタープランの実施を加速化させる。

- 石炭，褐炭，放射性鉱石を含む我が国の既存の各々のエネルギー鉱産物の埋蔵量及び資源を確定するため，調査，評価，探査を行う。

- 地熱，シェールガスに係る資源の潜在可能性の確定に係る研究，調査，評価を行う；開発，利用のために，可能性を有する各々の区域の探査を行う。

- 地熱，波濤，潮，海流といったエネルギー開発に係る潜在可能性及び方向性の立案に関して総合的に検討，評価する；幾つかの応用モデルを展開し，効果を評価するためのパイロット開発を進行する。

c) 交通運輸省

- 各々の国家総合港，専用港と各々の石炭中継港との間を合理的に開発し，全てのシステム全体における一貫性を確保する；各々の火力発電所センターの運転需要を満たす投資に係る展開プロセスにおいて商工省と協働する。

- 港湾の生産性を向上させることを目的として，エネルギーセクターのために提供される，各々の既存の港湾，専用の輸送ルートを上グレードする各々のプログラムのための支援政策に係る制度を立案する；石炭の積込，輸送，積替に係る一連の流れに対する近代化，自動化及び環境に配慮した開発を強化する。

- エネルギーを節約し，クリーンエネルギーを利用し，環境に配慮した交通運輸システムに係る各々の研究開発プログラムを展開し，2011年9月1日付新規に生産，組立及び輸入する自動車，二輪オートバイに対して適用する排出基準に係るロードマップに関する政府首相決定 No.49/2011/QĐ-TTg に従った排出基準を徹底的に適用する。

d) 科学技術省

国内のエネルギーセクターの近代化に向けた科学技術の各々の進歩の研究，移転及び応用に係る奨励及び促進を目的として，財政分野におけるメカニズム，政策，法的枠組みを検討，レビューする。

d) (地方政府の) 省レベルの人民委員会，中央直轄市

- その地域における各々の電力プロジェクトを展開する各々の投資家のために有利なメカニズムを立案するとともに，条件を整備する；各々の再生可能エネルギー源の強力な開発を奨励及び促進するため，各々の画期的なメカニズム，財政に係る立案，意見の集約，充実化に参画する。

- 日常生活における石炭利用の制限に係る国民への広報を実施する；各々の生産ビジネスユニットは，各々の生産段階における石炭燃料を，クリーンな燃料の利用に転換し，環境汚染の軽減に貢献する。

- 現在及び将来の各々のエネルギーサブセクター開発マスタープランとの重複を避けるため，各々の地方の関連マスタープランの最新化，調整を行い，国家エネルギー安全保障の確保及び国内の各々の産業セクターの発展を確保することを目的として，最大限にリソースを活用するための有利な条件を整備する。

2. 国家の工業化，近代化への要請を満たすための，電力セクターの急速かつ持続的な開発

a) 商工省

- 電力セクター開発の政策に関して：

+ 新たな時代のためのベトナム電力セクター開発戦略を立案するとともに展開する。

+ 自然独占性を有する各々の段階のコストと電力セクターにおける競争性を有する段階のコストを分割させるという原則に従い、電力市場の各々のレベルに応じた電力セクターの再構築に係る方策に関して立案し、政府首相に提案する。

- 電源及びグリッドに関して：

+ 各々の地方の経済-社会開発に貢献する選択性を有する中規模及び小規模の水力発電の開発を継続する；地域の電源の供給能力を高め、産業開発の比重を高めることに貢献することを目的として、中規模及び小規模の水力発電からの電力供給源の強みを活用し、水力発電の貯水池からの農業用灌漑用水源及び家庭用水源に係る各々の僻地、遠隔地に対する支援を組み合わせる。電力分野、特にベトナムへの電力輸入に関連してラオスにおける水力発電開発投資における国際協力を強化する。

+ ベトナム海洋戦略の実施展開に合致した、沖合における風力発電開発のための各々の支援政策及び画期的なメカニズムを検討、立案、提案する。

+ 自己利用を目的とした再生可能エネルギーによる電力（屋上太陽光発電を優先する）の開発に係る奨励メカニズムを検討、立案、提案する。

+ 水上太陽光発電の開発に係る奨励メカニズムを検討、立案、提案する。

+ 水素燃料源の開発、生産に係る政策を検討、提案し、国家エネルギー安全保障を確保するとともに、地域及びグローバルのエネルギー市場に参画する。

+ 各々の経済セクターが各々の火力発電プロジェクトの実施に参画し、競争性の向上、所有形態の多様化、電力供給におけるビジネス方式に貢献することへの奨励を目的として、火力発電開発のためのメカニズム、政策を検討、立案する。

+ ガス火力発電開発のための支援、ベトナムの電力システムの状況に合致したガス発電開発を確保することを目的としたメカニズム、政策、各々の規定を検討、立案する。国内ガス源を優先し、LNGを利用したガス火力発電開発を重視した方針に従って、ガス発電を開発する。

+ 大容量、高効率、超臨界技術以上の先進的かつ最新の技術を利用したユニットを優先する方針に従って、合理的なレベルで石炭火力発電を開発する；生態学的環境安全、環境保護に関する法令の十分な実施を確保する。

+ 太陽光発電、風力発電、水力発電、石炭火力発電、バイオマス、バイオマスといった再生可能エネルギーと組み合わせた各々の異なるエネルギー源を利用するために、ハイブリッド技術を利用した各々の工場、工場クラスターのためのメカニズムを立案する。

+ システム容量の促進、投資リソースの節約及び電力システムのための安全の確保を目的として、太陽エネルギーに関する潜在可能性を有しているが、送電線網に限界がある各々の区域におけるエネルギー貯蔵設備/技術への投資を奨励するためのメカニズム、政策を立案する。

+ 以下を検討し、充実化させる；電力市場の発展に係る要件を満たし、再生可能エネルギー源を大規模に統合する可能性を有する、生産、送電段階から配電までの電力セクター開発への投資に向けた、財政メカニズム及び各々の経済部門からの資金の調達；電力ネットワークの安全及び電力サービスの品質を確保する能力の向上。

+ 電力調整システムを近代化し、電力システムにおける自動でスマートな監視技術の導入を段階的に展開する；電力セクターにおける超高压送電、直流送電を検討し、応用する。

- 電力市場及び電力価格メカニズムに関して：

+ 電力法及び電力価格に関連する各々の法規範文書、電力規制、電力需要管理に関する国家プログラム、競争性のある電力市場の実施に係るロードマップに合致した電力負荷及び電力市場の調整プログラムにおける各々の規定を充実化させるために、改正、補充内容を検討、提案する。

+ 以下に関して立案し、政府首相が規定するよう、（政府首相に）提出する；各々の顧客対象の電力利用の実態に合致した、2014年4月7日付政府首相決定 No.28/2014/QĐ-TTg に代わる電力小売価格帯メカニズム；市場メカニズムを正しく実施する電力価格の運用業務を確保するため、2017年6月30日付政府首相決定 No.24/2017/QĐ-TTg に代わる平均電力小売価格の調整メカニズム。

+ 再生可能エネルギーによる発電ユニットと大規模に電力を消費する需要家との間における直接の電力売買契約メカニズムを立案するとともに充実化させる。

+ 工業地帯、工業クラスター、輸出加工区等でのオンサイトで自給自足の発電所の開発に許可を与えるメカニズムを立案する。

b) 国家資本管理委員会

- 集中型エネルギー分野に属する各々のグループ、総公社を指導し、方向付けをすることにおいて、関係省庁、経済セクター、地方自治体と協働して、エネルギーセクターにおけるインフラの同期的な開発に投資するための全てのリソースの配分を優先し、安定した持続可能な方法で国家エネルギー安全保障の確保に貢献する。

- 商工省と協働して、環境保護要件を満たすため、又は環境保護要件を満たさない古い低性能の発電所を排除するため。グループ、総公社が既存の石炭火力発電所の技術をレビュー、アップグレードするよう指導する。

c) 財政省

電力セクターの開発投資資金を調達する各々の政策メカニズムをレビュー、要請する。

d) 天然資源・環境省

承認されたマスタープランに従ったスケジュールどおりの各々のプロジェクトの実施を確保するための、各々の電力プロジェクト、各々の再生可能エネルギープロジェクトのための土地に係る基金の確保に関し、各々の（地方政府の）省、中央直轄市の人民委員会をガイダンスする。

d) 公安省

発電所，変電所における防火自動化の方向性に従って，防火に関する法規範文書システムに係る改正，補充を検討，レビューする，又は権限を有する機関に改正，補充を提案する。

e) (地方政府の) 省レベルの人民委員会，中央直轄市

- 電力プロジェクト，特に発電所，緊急電力プロジェクト等と同期して接続される送電線及び変電所の土地収用に係る賠償の管理手順に係る困難，課題を解決するとともに簡素化する。

- (地方政府の) 省/市における各々の地方政府が，投資家と緊密に連携して土地収用の問題に対処するよう指導する。法令の規定に従って必要な場合，施工保護又は強制執行に関して支援する方策を有する。

- 地域の電力工事の安全保障，安全確保のため，各々の方策，対策，保護手段の実施において，関係する省庁，経済セクター，行政管理レベル，組織，個人間の協働を強化する。

3. クリーン，効率的かつ効果的なエネルギー利用に関する政策の実施と並行した，各々のエネルギーを消費するセクター及び区域の再構築

a) 商工省

- 効率的かつ効果的なエネルギーの利用に関する法律の改正を検討，レビューする。

- スマートグリッドの開発促進，ベトナムにおける電力需要管理プログラム，電力負荷調整プログラムの広範な展開に係るメカニズム，政策，法的枠組みを充実化させるため，関連する法令文書を検討，立案する。

- 生産，開発，輸送，流通における石油燃料，ガス，石炭のような各々のエネルギー源の削減目標をレビュー，更新及び立案する。電力消費強度の管理基準・標準，太陽光パネルの性能に対する標準に係るシステムを立案する。

- 鉄鋼，化学薬品，セメント，繊維，履物，食品加工といったセクターのように，エネルギー消費量の多い各々のセクター，分野におけるエネルギー利用に関する制裁を伴う各々の強制規格，強制基準を立案する。高効率にエネルギーを利用する手段，設備に係る市場の転換プログラムを立案する。

- エネルギー分野における開発，生産，流通，使用，再生，リサイクル，廃棄の段階での廃棄物の再生，リサイクルに関連する国家規格，国家基準の補充をレビュー，改正，立案する。

- 効率の改善とエネルギー強度の削減に向けたセクター及び電力消費分野の再構築を促進するため，企業のサブセクター毎の電力料金帯を検討，立案する。

b) 交通運輸省

- 運輸における能力，効果を改善する各々の提言を立案するとともに展開する；大量に輸送し，燃料を節約し，環境に優しい公共交通機関の方式の開発を優先する；鉄道，水路，マルチモーダル輸送システムを合理的に開発する。

- 各々の段階における条件と適用性に応じて，いくつかのタイプの輸送手段の燃料消費に関する基準を立案するとともに適用する。

- 車両，交通運輸設備に帯する従来の燃料に取って代わる，車両や再生可能エネルギー，クリーン燃料（CNG，LPG，LNG，バイオ燃料，電気エネルギー，その他の潜在的なエネルギー）の利用を促進する；車両，交通輸送機器のエネルギー利用効率を改善するための新技術の導入を促進する。

c) 建設省

- 建物のエネルギー消費に関する技術基準，技術標準を検討，立案する。

- 建設法の幾つかの条項を改正及び補充する法律における各々のガイダンス文書において，建設工事においてエネルギーを効率的かつ効果的に利用することを奨励するメカニズムを検討，立案する。

- 2019～2030年の段階におけるエネルギーの効率的かつ効果的な利用に関する国家プログラムを実施するための建設業界における行動計画を検討，立案する。

- エネルギー効率の高い建物に関する国家技術基準 QCVN09 : 2017 / BXD に係る規定の実施を引き続き指導する。

d) 科学技術省

- 関係する省庁及びユニットと協働して，2018年5月18日付廃止すべきエネルギー設備及び新設されない低効率の発電所のリスト及び方法に係るロードマップの公布に関する政府首相決定 No.24/2018/QĐ-TTg の実施状況の検査，監査を継続する。

- 大規模にエネルギーを利用する多くのセクター，分野と同様に，エネルギーセクターにおける技術，設備の革新を奨励及び強制する各々の手段を段階的に適用する。

d) (地方政府の) 省レベルの人民委員会，中央直轄市

- 石炭エネルギーの利用からクリーンエネルギーの利用への設備，技術の移行を企業に広報，宣伝，方向付けをする。

- 2030年を見据えた，2018～2020年の段階における電力需要管理に関する国家プログラム，及び(地方政府の) 省，市といった地方における2019～2030年の段階の効率的かつ効果的なエネルギー利用に関する国家プログラムの効果の実施を指導する。

4. 地域を繋げる、持続可能なエネルギーインフラの開発；エネルギーセクター向けの製造業及びサービス業の底力の向上

a) 商工省

- 2012年11月8日付決定 No.1670/QĐ-TTg において政府首相に承認されたベトナムにおけるスマートグリッドの開発ロードマップ並びに2018年3月8日付決定 No.279/QĐ-TTg において政府首相に承認された2030年までの方向性及び2018～2020年の段階における電力需要管理に関する国家プログラムの各々のグループ内容に係る第2段階（2017～2022年）、第3段階（2022年以降）の効果の展開を継続する。

- 2021～2025年の段階における農村、山岳地帯、島嶼地域における電力供給の目標に係るプログラムの展開を継続する。

- （以下について）メカニズムを充実化させるとともに、データベースを構築する：デジタル通信インフラ；エネルギーセクターの効果的な管理、処理に役立つ自動エネルギー監視・管理システム、国家エネルギー統計レポート。

- エネルギーセクターの現地調達率の向上を奨励するメカニズム及び政策を立案するとともに実施する；個別の発電所及び一般的なエネルギープロジェクトの現地調達率に関する特定の要件と目標の適切な実施を確保する。

- エネルギー安全保障及びガス、石油製品の消費者への輸送、供給に係る効果を確保するため、地域を繋ぐガス、石油パイプラインシステムに係るマスタープランを検討、立案する。

- 市場及び各々のエネルギーサービス会社のモデルを促進するためのメカニズム、政策、法的基盤を立案するとともに充実化させる。

b) 計画投資省

持続可能なエネルギーインフラの投資及び開発に係る優遇政策を立案する；地域を繋ぐ、エネルギーの輸出入に係るインフラの立案に焦点を当てる。

5. エネルギー分野における各々の国営企業に係る事業の再構築、改革及び事業効率性の向上；民間経済によるエネルギー開発への参画に係る奨励

a) 商工省

- 重要エネルギープロジェクト、特に電力開発マスタープランにおける緊急の電力プロジェクトの実施展開における特例のメカニズム、政策を充実化させるとともに、政府が公布するよう、（政府に）提出する；

- エネルギーインフラプロジェクトに投資するために社会的資源を誘致し、活用するためのメカニズム、政策を立案する。

- （以下について）関係省庁と協働する：(i) エネルギーセクターにおける企業再編の実施を加速し、開発動向に沿った市場メカニズムの完全かつ正確な運用を確保する；(ii) エネルギーセクターの全ての経済部門の企業が発展するための有利な条件を惹きつけ、整備するためのメカニズム、政策をレビュー、提案する。

- 国営企業が所有する発電所，燃料庫，石油精製所に対する，期限を有する販売又は長期賃貸メカニズムに係るパイロットプロジェクトを検討，展開する。

b) 国家資本管理委員会

- 改革，創造性の能力の促進に基づき，政府が発出したロードマップに正しく従い，関係する省庁，経済セクター，地方政府と協働し，各々の国営企業の再編，改革に係る作業を加速化し，国営企業・総公社を経済分野の重要な位置付けとして保持する。

- 企業の発展，企業に投資された国家資金の保全を確保するため，各々の国営企業・総公社と企業がその可能性，強みを十分に発揮するように方向付けし，指導する。

c) 計画投資省

- 国内外の投資家に対して，投資に参画する個人を誘致・奨励し，各々の電力施設の進捗を加速化させ，インフラ投資への官民パートナーシップ方式（PPP方式）を効果的に発揮し，買収及び合併を構築するための障壁を取り除くことを目的として，各々の省庁，経済セクターと協働し，投資環境，投資手続き，企業設立，入札メカニズムに関連する各々の法令文書をレビューする。

- 2019年9月20日付2030年までの外国投資協力に係る品質，効果を向上させる体制，政策を充実化させる方向性に関する政治局決議 No.50-NQ/TW に従った各々の任務の実施を継続する。

d) 財政省

- 国営企業を再編するための財政に関するメカニズム，政策の充実化を継続する。

- 建設プロセスにおける各々の省庁，経済セクターと協働し，各々の国営企業の再編，及び国家エネルギー分野における国営経済グループの発展戦略を充実化させ，提言する。

6. 社会主義の方向性に合致した，（サブセクター間と）連携し，近代的かつ効果的で，エネルギー市場の開発と整合した，メカニズム，政策の改革

a) 商工省

- サブセクター間との連携と整合した，エネルギー市場開発のためのメカニズム，政策を立案する。

- エネルギーセクターにおける技術革新ロードマップに関する各々の規定を立案し，時代遅れでエネルギーを消費する技術の手段及び設備を段階的に排除すると同時に，高性能の手段と設備の使用を奨励・促進するためのメカニズム，政策を提案する。

- 指導し，関係省庁，セクターと協働して，法規範文書をレビューし，エネルギーセクターに対する法的枠組みを充実化させるための提案を以下のとおり行う：(i) 管理の有効性と効率を改善し，石油・ガスセクターの新

たな状況に適合するため、石油・ガス法及び関連する法的文書の改正、補充内容を検討し、提案する；(ii) 2045年を見据えた、2030年までの段階における競争性のあるエネルギー市場の立案、充実化、提言を展開する。

b) ベトナム国家銀行

- インフレを抑制し、マクロ経済の安定性を維持し、目標とする経済成長を支援し、通貨市場及び外国為替市場を安定させ、エネルギーセクターの発展を促進するため、主導的、柔軟的かつ新調に金融政策を取扱い、金融政策及び他の各々のマクロ政策と整合して協働する。

- グリーンエネルギー及び再生可能エネルギープロジェクトのためのグリーンクレジットに関するガイドラインを立案する。

c) 天然資源・環境省

エネルギー分野における土地、土地収用補償、水面利用に関する各々の政策をレビュー、調整し、充実化させる。

d) 計画投資省

非国家投資資金源を奨励し、誘致する；官民パートナーシップ形式に従ったエネルギー投資プロジェクトを奨励する。

d) 財政省

- 非国家投資資金源を奨励し、協力に誘致することに向けた財政政策を充実化させる；官民パートナーシップ形式に従ったエネルギー投資プロジェクトを奨励する。クリーンエネルギー、再生可能エネルギーの生産、利用を奨励する税制を充実化させる。

- 持続可能なエネルギー開発のための基金の設立及び効率的な運営のための法的基盤を構築し、民間参加に向けたエネルギーの効率的かつ効率的な利用を促進し、財政的自立を確保し、国家予算の収入と支出が重複せず、企業、生産拠点に対して活動費用を増加させることを制限する。

- 大規模かつ最新技術を利用した電力プロジェクトの開発するための投資プロジェクトの実施が割り当てられた企業に対する政府保証による支援メカニズムを立案する。

7. エネルギーセクターのための科学技術の発展、高度人材の育成

a) 商工省

- エネルギーセクターで事業を行う企業が研究開発への投資を増やすことを奨励するメカニズムを検討するため、関連するユニットと協働する。技術を検討、導入、開発するため、主要な科学技術プログラムの実施を継続する。

- 建設への投資、設計、運転に関する必要不可欠かつ緊急の国家技術基準及び国家技術標準の策定を実施するため、関連するユニットと協働する。

- 主導し、関連する省庁、経済セクターと協働し、エネルギーセクターのための科学技術の発展に関する内容、高度人材の育成を展開する。

b) 科学技術省

- 2019年5月18日付廃止すべきエネルギー設備及び新設されない低効率の発電所のリスト及び方法に係るロードマップの公布に関する政府首相決定 No.24/2018/QĐ-TTg の効果をレビュー、修正及び展開する。

- 2021～2030年の段階におけるエネルギー技術の検討、応用、開発に関する国家レベルの主要な科学技術プログラムを立案及び展開する。

- エネルギー分野における地域、地方の創造的なスタートアップ企業の支援センターの構築を検討し、創造的なスタートアップ企業を繋げる国家ネットワークを拡大する。

- 2045年を見据えた、2030年までのベトナム国家エネルギー開発戦略の方向性に従った、国家技術基準、国家技術標準システムの充実化に係る提言を検討、立案する。

- 原子力エネルギーに関して教育を受けた人材の効果的な育成及び活用を強化する提言を検討、立案する。

- 毎年実施されているエネルギー技術移転フォーラム、技術の供給と需要を繋ぐプログラムの枠組みでのエネルギー分野における協力、投資、技術移転の促進に関するセミナーを開催する。

- 法令の規定に従って、エネルギー分野における国内基準、国際基準、地域基準、外国基準及び特定の基準への適合を認定できるよう、企業を支援する。

c) 教育訓練省、労働・傷病兵・社会省

輸出に向けて、国内利用の要件を満たすため、エンジニア、技術者、専門職員の育成を強化する。

8. 国際協力の推進；長期的なエネルギー輸入目標及び海外におけるエネルギー資源投資を実現するための戦略的パートナーシップの構築の積極的な主導

a) 商工省

- 統合の傾向に合致したサブセクター、分野において、エネルギーに関する国際関係を強化する。

- 国家エネルギー安全保障の確保に貢献するため、外国でのエネルギー資源の投資、開発の奨励に並行して。長期のエネルギー輸入に係る戦略を検討し、立案する。

- ラオス、カンボジア、中国といった近隣諸国からの電力交換プログラムの展開を促進する。発電所又はグリッドからの輸入に係る技術的な対策を検討し、実施する；エネルギー源の多様化を強化するためのメコン・サブリージョンの他の国とのグリッド接続を検討する。

b) 計画投資省

外国におけるエネルギープロジェクトのベトナム企業による投資の支援メカニズムを検討し、立案する。その第一として、ベトナムへの電力輸入を積極的に行うための、幾つかの近隣諸国における電力プロジェクトがある。

c) 科学技術省

- エネルギー、特に再生可能エネルギーの研究開発のポテンシャルがある国との協力を促進する；特にエネルギー分野において、科学技術関係者及び組織に対する科学技術に係る能力及びポテンシャルを高めるために（上記の）協力を活かす

- 二国間及び多国間協力を通じた各々の国際機関、各々の国と、平和目的のための原子エネルギーの利用において、協力関係を強化する。

9. 温室効果ガス排出量の削減、循環経済の促進及び持続可能な開発に係る目標に寄り添った、エネルギー産業における環境保護政策の実施

a) 商工省

- エネルギー分野における温室効果ガス排出の管理に関する各々のメカニズム、政策、法令を立案するとともに充実化させる；CO₂の回収、利用を展開するためのメカニズム、政策を検討するとともに提案する。

- 環境に優しい材料、製品を利用するモデルの適用を展開するため、ガイダンスに係る資料を立案する；廃棄物を削減、収集、再利用する；環境に優しい対策を適用し、施設、製品流通センター、ショッピングセンター及びスーパーマーケットにおいてエネルギーを効率的に利用する。

- エネルギーセクターにおける排出量及び廃棄物に関する国家基準、国家標準に係るシステムの政策枠組みをさせ、立案するとともに補充するため、関連する各々のユニットと協働する。

- クリーンで環境に優しい技術を活用した生産又はビジネスに係る投資プロジェクトに対して、予算からの支援メカニズム、政策を充実化させる。ある製品の廃棄物、残留物、廃棄物を他の製品に投入するため、低排出の工業生産メカニズム及び産業生産を産業・貿易分野における再循環経済メカニズムと関連付ける。

- セメント、建設資材、肥料等の他の産業の原料として使用することが可能な特定産業廃棄物（灰、火力発電所のスラグ、産業廃棄物）に係る廃棄物をトレースするメカニズムと、それに対応する管理および処理手段を規制する。

- 環境産業と環境サービスを発展させ、一般的な環境保護専門家の育成のための有利な法的根拠を整備し、特に廃棄物を効果的に処理するための方針を検討、立案する。

b) 財政省

- 再生可能エネルギー、クリーンエネルギーの生産を奨励する税制を充実化させる。

- 環境に関する財政規律を立案し、製品に係る投資及び原価における環境、社会の各々のコストを十分に計算することを確保する。

c) 天然資源・環境省

- エネルギーセクターに関連する環境産業の発展を奨励するためのメカニズム、政策を立案する。

- 国及び国際約束に合致した、温室効果ガス排出量を削減するためのロードマップ、方法に関する規定を立案する。

- 水力発電、火力発電、ガス発電等に関連する国家エネルギー開発戦略を実施するため、具体的な対策、任務を検討しつつ、（地方政府の）省の間における河川流域と水源の統合マスタープランのレビューを主導する。

- 関係省庁と協働し、気候変動に関する国家戦略、ベトナム国境戦略及びその他の関連する各々の戦略をレビュー、調整及び補充する。

d) 科学技術省

- 関連する科学技術プログラムに統合された技術、環境安全性の要件を満たすエネルギーの生産及び利用過程からの廃棄物のリサイクル、使用に関連するテクノロジーの検討、応用活動の展開を促進する。

- エネルギー分野における各々の国家基準、国家技術標準をレビュー、調整、補充をし、各々の規定、国債基準に合致したエネルギー生産過程からの廃棄物をリサイクルし、利用する。

d) 交通運輸省

- 輸送手段の燃料消費量及び排出量に関する各々の政策及び国家技術基準、国家技術標準に係るシステムを立案し、充実化させる。

10. 党のリーダーシップの強化；国家による管理の有効性、効率を改善する；エネルギーセクターの開発における、国民の管理者の権限並びにベトナム祖国戦線及び各々の政治-社会組織の任務の発揮

a) 政府党幹事委員会

- 指導者は、国家エネルギーセクター開発戦略及び各々のエネルギーサブセクターの開発戦略、国家エネルギー総合マスタープラン、国家電力開発マスタープランを立案するとともに展開する。

- 平和目的のための原子力エネルギーの研究及び応用における各々の国際約束を展開する。

b) ベトナム祖国戦線、各々の政治-社会組織

決議の実施を監査するプログラム、計画を立案する。

c) 商工省

国家エネルギー開発マスタープランの実施を確保するためのメカニズム及び法的枠組みを立案する。

- 各々のセクター、各々の行政管理レベルのエネルギーに関する国家管理の機能をレビューするとともに、中央から地方への具体的な分担、順

位付けに係る規定を公布することを提案し、エネルギー開発分野における全ての経済サブセクターに属する各々の企業の効率性及び効果を確保するとともに有利な条件を整備する。

- 現在の国家エネルギー開発マスタープランに関する各々の法律、規定の遵守に係る監査業務を検討、レビュー、強化する。

d) 内務省

国家エネルギー分野に関する国家管理機関及びエネルギー分野におけるモデル国家管理のレビュー、充実化を進める各々の関係機関と協働する；中央と地方との間、エネルギー開発における各々の国家管理機関との間の協働に係る任務、権限、協働体制を分担する。

d) (地方政府の) 省レベルの人民委員会、中央直轄市

- 国家エネルギー開発のは、重要かつ統一的な任務であることを認識する；厳粛に導き、指導し、実施する。国家エネルギー開発マスタープランの遵守を確保するためのメカニズム及び法的枠組みを立案する。

- 各々の法規範文書の広報、周知業務を推進し、エネルギーに関する法令の各々の規定の執行及び実施に係る意識を向上させる。

- 広報業務を強化し、エネルギーセクターの役割、位置付け、重要性に関する各々のレベルの党委員会、政治システム及び国民の認識を向上させる。

Ⅲ. 実施組織

1. 各々の省庁、(中央政府の) 省レベルの機関、中央直轄機関及び(地方政府の) 省・中央直轄市の人民委員会は、割り当てられた機能、任務に基づく：

- 政府のアクションプログラムにおいて分担された各々の任務の展開を実施する。

- エネルギーセクター全般及び特に電力セクターに係る管理における指導者の責任感を強調する。

- 認識の向上を目的として各々の適切な形式でマスメディアにおける情報、広報業務を適切に実施し、2020年2月11日付決議 No.55-NQ/TW に掲げられた目標を達成できるようにするために、指導者の責任感、各々のセクター、各々の行政管理レベル及び国民の努力を発揮させる。

- 2020年2月11日付決議 No.55-NQ/WT 及び本決議に掲げられた各々の任務を整合的かつ効果的に実施する。

- 毎年12月25日、各々の関連する任務の実施状況に関して、政府及び政府首相に定期的に報告する。

2. 実施プロセスにおいて、改正、補充の必要性があると考えられる場合、各々の省庁、経済セクター、地方政府は、とりまとめて政府首相に報告し、(政府首相が) 検討し、決定するために、各々のタスクグループを主導する各省庁に提案する。

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。

付 録
アクションプログラムの実施, 展開に係る各々の提言, 任務のリスト

(2020年10月2日付政府決議No.140/NQ-CPIにおける行動プログラムに添付)

No.	任務, 提言	主な成果物	担当機関	協力機関	期限
I	自律性を高め, 多様化し, 効率性, 信頼性及び持続可能性を確保する方向性に従った, 各々の一次エネルギー供給源の開発				
1	2045年を見据えた, 2021~2030年の段階における国家電力開発マスタープランに係る提言	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2020~2021年
2	2050年を見据えた, 2021~2035年の段階における国家エネルギー総合マスタープランに係る提言	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021年
3	2050年を見据えた, 2021~2030年の段階における石油製品, ガスの貯蔵, 供給インフラのマスタープランに係る提言	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021年
4	2045年を見据えた, 2030年までのベトナム石炭セクター開発戦略	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021年
5	ベトナム国家エネルギー開発戦略	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021年
6	石油・ガス法の改正及び補充内容に係る検討, 提案	石油・ガス法の改正, 補充	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021年
7	再生可能エネルギーに関する法律の検討, 立案	再生可能エネルギー法	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021~2025年
8	2045年を見据えた, 2021~2030年の段階における国家環境保護戦略	首相決定	天然資源・環境省	各々の関係する省庁, セクター	2021~2022年

No.	任務, 提言	主な成果物	担当機関	協力機関	期限
9	2050年を見据えた、2021～2030年の時期における鉱産物に関する地質の基本調査に係るマスタープラン	首相決定	天然資源・環境省	各々の関係する省庁, セクター	2020～2021年
II	国家の工業化, 近代化への要請を満たすための, 電力セクターの急速かつ持続的な開発				
1	ベトナム電力セクター開発戦略	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021年
2	自己利用を目的とした各々の分散型太陽光発電プロジェクトの開発奨励メカニズム	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2020～2022年
3	沖合における風力発電開発のための各々の支援政策及び画期的なメカニズムの検討, 立案, 提案	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021～2022年
4	電力市場の各々のレベルに応じた, 電力セクターの再構成に係る提言	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021年
5	バイオガス発電の開発奨励メカニズムに係る検討, 提案	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2020～2022年
6	エネルギー供給に適した入札, 競売メカニズムに係る検討, 提案 (特に再生可能エネルギー, 新エネルギーの投資プロジェクトにおいて)	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2020～2022年
7	電力法における各々の規定を整備するための改正, 補充	電力法の改正, 補充	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021～2022年
8	電力セクターの開発, 投資に係る資金調達に関する各々の政策メカニズムに係るレビュー, 要請	各々の法律, 議定, 及び関連する法令文書の改正	財政省	各々の関係する省庁, セクター	2021～2025年

No.	任務, 提言	主な成果物	担当機関	協力機関	期限
9	環境保護要件を満たすための各々の既存石炭火力発電所の技術の更新, 又は, 環境保護に関する各々の要件を満たすための技術の更新を実施しない各々の低効率の旧式発電所の廃止に係る提言	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2020~2023年
III	クリーン, 効率的かつ効果的なエネルギー利用に関する政策の実施と並行した, 各々のエネルギーを消費するセクター及び区域の再構築				
1	効率的かつ効果的なエネルギー利用に関する法律の改正に係る検討, レビュー	法改正	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021~2025年
2	交通運輸(セクター)におけるエネルギー利用の効果向上を目的とした, 公共輸送手段, 大量輸送手段の開発奨励政策に係る検討, 提案	首相決定	交通運輸省	各々の関係する省庁, セクター	2021~2025年
IV	地域を繋げる, 持続可能なエネルギーインフラの開発; エネルギーセクター向けの製造業及びサービス業の底力の向上				
1	エネルギーセクター向けの製造業及びサービス業の底力の向上に係る提言	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2020~2021年
2	エネルギーサービスにおける市場及び各々の企業モデルの促進に係るメカニズム, 政策	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021~2025年
3	持続可能なエネルギーインフラの投資, 開発に係る優遇政策	首相決定	計画投資省	各々の関係する省庁, セクター	2021~2025年

No.	任務, 提言	主な成果物	担当機関	協力機関	期限
V	エネルギー分野における各々の国営企業に係る事業の再構築, 改革及び事業効率性の向上; 民間経済によるエネルギー開発への参画に係る奨励				
1	各々のエネルギープロジェクトの投資及び開発における特例のメカニズム	政府議定(政令)	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2020~2021年
2	エネルギー分野に属する国営企業の再編に係る提言	首相決定	国家資本管理委員会	各々の関係する省庁, セクター	2020~2022年
VI	社会主義の方向性に合致した, (サブセクター間と)連携し, 近代的かつ効果的で, エネルギー市場の開発と整合した, メカニズム, 政策の改革				
1	エネルギーセクターにおける企業改革に係るロードマップに関する規定	首相規定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021~2025年
2	2045年を見据えた, 2030年までの段階における(独占的ではない)競争性のあるエネルギー市場に係る提言	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2020~2021年
3	再生可能エネルギー, クリーンエネルギーの生産を奨励する税制の整備	各々の法律, 議定, 及び関連する法令文書の改正	財政省	各々の関係する省庁, セクター	2021~2025年
VII	エネルギーセクターのための科学技術の発展, 高度人材の育成				
1	2018年5月18日付撤去すべきエネルギー利用設備及び新設されない低効率の発電設備に係るリスト及び手段のロードマップの公布に関する首相決定No.24/2018/QD-TTgに係るレビュー, 改正及び展開	首相決定	科学技術省	各々の関係する省庁, セクター	2021~2022年
2	2021~2030年の段階におけるエネルギー技術に係る応用研究及び発展に関する国家重点科学技術プログラムに係る立案及び展開		科学技術省	各々の関係する省庁, セクター	2021~2030年

No.	任務, 提言	主な成果物	担当機関	協力機関	期限
3	創造的なスタートアップを繋ぐ全国ネットワークを拡大, 開発するエネルギー分野における, 地域, 地方の範囲における創造的なスタートアップのための支援センターに係る検討, 立案		科学技術省	各々の関係する省庁, セクター	2020~2021年
4	国家技術基準, 国家技術規範システムの整備に関する提言に係る検討, 立案	科学技術省決定	科学技術省	各々の関係する省庁, セクター	2020~2022年
5	エネルギー生産プロセスから発生した廃棄物のリサイクル, 利用に関連する各々の国家基準, 国家規範を見据えるとともに, 各々の国際基準, 国際規範に合致した, エネルギー分野における各々の国家基準, 国家規範に係るレビュー, 改正, 補充	各々の 国家技術規範, 国家技術基準	各々の関連省庁 (科学技術省が審査決定, 公布を主導する)	各々の関係する省庁, セクター	2020~2030年
VIII	国際協力の推進; 長期的なエネルギー輸入目標及び海外におけるエネルギー資源投資を実現するための戦略的パートナーシップの構築の積極的な主導				
1	海外における各々のエネルギープロジェクトに投資する企業に対する支援メカニズムに係る検討, 立案	首相規定	計画投資省	商工省	2021~2025年
2	海外におけるエネルギー資源に対する投資, 開発の奨励と並行した, 長期のエネルギー輸入戦略に係る検討, 立案	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2021~2025年

No.	任務, 提言	主な成果物	担当機関	協力機関	期限
IX	温室効果ガス排出量の削減, 循環経済の促進及び持続可能な開発に係る目標に寄り添った, エネルギー産業における環境保護政策の実施				
1	環境産業の開発を奨励する各々のメカニズム, 政策を焦点とした, 環境保護法の改正	環境保護法	天然資源・環境省	商工省	2021~2023年
2	国内状況及び国際約束に合致した, 温室効果ガス排出削減のためのロードマップ及び方法に関する規定の立案	首相決定	天然資源・環境省	商工省	2021~2025年
3	都市廃棄物, 固形廃棄物及びバイオマスからの各々の電源の開発に関する国家提案	首相決定	商工省	各々の関係する省庁, セクター	2020~2021年
4	輸送手段に対する燃費及び排出量に関する各々のメカニズム, 政策及び国家技術に関する基準・規範システムに係る立案, 整備	各々の 国家技術基準, 国家技術規範	交通運輸省	各々の関係する省庁, セクター	2020~2030年